

改善報告書

令和 8 年 7 月 1 日

1. 大学名：桜花学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：2－1

○学芸学部英語学科及び保育学部国際教養こども学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であることは改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 2－1 について

学芸学英語学科は令和 6（2024）年 4 月に国際学部国際学科へ改組し、初年度から 3 年連続して入学定員を充足している。

保育学部国際教養こども学科は、令和 7（2025）年 4 月に学部名を教育保育学部に変更し、独自の国際教育の強みを訴求すべく学生募集に全力をあげてきた。その結果、令和 8（2026）年度においては志願者数および合格者数において回復の兆しが見られたものの、昨今の急激な円安や海外物価高騰を背景とした留学費用負担への懸念などからか、最終的な入学手続率が予測を超えて低迷し、定員充足率の大幅な向上には至らなかった。

これを受け、単なる規模の維持に固執して教育環境を悪化させるのではなく、激変する進学市場へ迅速に適応するため、令和 9（2027）年 4 月から国際教養こども学科の募集を停止することとした。しかしながら、これまで培ってきたグローバルな視野をもった保育者養成のノウハウや留学プログラム（オーストラリアの提携校との連携等）は本学の貴重な財産であり、これを途絶えさせることなく、今後は教育保育学科へと集約・発展的統合を図ることとした。同時に、教学マネジメントの厳格化と財務の健全性を早期に確立するため、教育保育学部の入学定員を 175 名から 145 名へと実態に即して適正化する。これにより、教育保育学科における確実な定員充足率の回復を果たし、質の高い保育者養成体制をより強固なものへと再構築する。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 2－1 の資料

・学部、学科別在籍者数（令和 8 年 5 月 1 日現在）

改善報告書

令和 8 年 7 月 1 日

1. 大学名：桜花学園大学

2. 認証評価実施年度：令和 5 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－3

○理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴く諮問事項である予算及び基本財産の処分について、評議員会を開催する前に理事会を開催し決定していることは、私立学校法第 42 条に則した改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5－3 について

予算については問題なく評議員会後に理事会で承認していたが、基本財産の処分については一部間違いがありました。ご指摘を受け、令和 6（2024）年度から評議員会の開催後に理事会を開催し承認している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5－3 の資料

- ・令和 6 年度～令和 7 年度理事会及び評議員会議事録（基本財産の処分）